

最大 120 万円



# 男鹿市移住者 住宅取得等 支援事業補助金



市外から転入する世帯に住宅の取得や修繕費用、住宅の賃貸借に要する費用の一部を補助します。

## 補助対象者

- 転入前に1年以上男鹿市外に住んでいた
- 転入して1年以内である
- 男鹿市に定住する意思がある
- 転入した地域の町内会に加入している  
(または、する予定だ)
- 市税の滞納がない
- 世帯主である  
(親世帯と同居している場合を除く)

## 補助住宅

- 転入前1年または、転入後1年以内に  
取得(購入・修繕・賃貸借契約)した
- 転入してから住んでいる
- 申請者の名義で所有権登録をした  
(賃貸借契約をした)

### 【該当しない例】

- ・男鹿市に転入する3年前に購入した家
- ・店舗として利用する家

すべてに該当する方が対象となりますので、ご相談ください！

## 補助までの流れ



男鹿市に転入



補助金申請書を提出

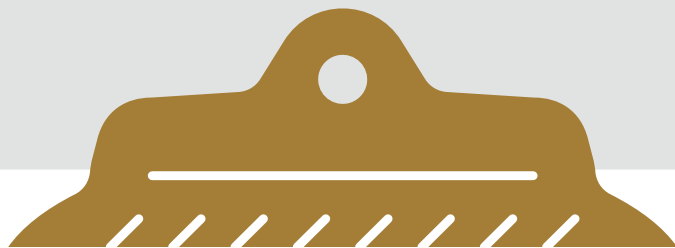


審査を待つ



交付決定

申請に関するお問い合わせは、お気軽に男鹿市企画政策課 移住定住促進班にご相談ください。



## 補助の種類・補助率

子育て世帯のみ

	住宅取得補助	住宅改修補助 ※改修業者は市内業者限定	住宅賃貸借契約補助
取得等費用	100万円以上	30万円以上	月額家賃3万円以上
補助率	1 / 2	1 / 2	敷金・礼金・保証料・仲介手数料・ 2か月分未満の前家賃等初期費用 の1 / 2
補助限度額 (加算額を含まない)	50万円	50万円	20万円
子育て加算	子1人につき 15万円	子1人につき 15万円	
親元近居同居加算	15万円	15万円	
空き家バンク 物件加算	20万円	20万円	
市内業者加算	20万円		



## 注意点

男鹿市の他の補助金と併用できない場合があります。

補助金の交付を受けた後でも、補助対象に該当しなくなった場合や交付決定日から5年未満で借与、売却、譲渡、転出をした場合は、補助金の全部または一部を、返還しなければならない場合があります。

## お問い合わせ

秋田県男鹿市 総務企画部 企画政策課 移住定住促進班

電話番号：0185-24-9122 FAX：0185-23-2922 メール：kikaku@city.oga.akita.jp